

運輸省令第 号
行政機關職員定員法（昭和二十四年法律第二百二十六号）第三條の規定に基き、運輸省職員定数規程を次のように定める。

昭和二十四年 月 日

運輸大臣 大屋晋三

連輸省職員定数規程

連輸省に置かれる職員の各内部部局、各附屬機関及び各地方支分部局別の定数は、連輸事務官、連輸技官、連輸教官、海上保安官、海難審判聽審判官、海難審判聽事務官その他の職員を通じて左に掲げる通りとする。

本省	大臣官房	定 数	備 考	区 分						
				内 部 部 局	海 運 局	船 舶 局	港 湾 局	自 动 車 局	鐵 道 監 督 局	中 央 氣 象 台
五二〇五人	一六六二人	二八九人	三〇九人	二五〇人	一九八人	一五五人	一七三人	一九八人	一五五人	一七三人
中央氣象台	計	五二〇五人	一六六二人	二八九人	三〇九人	二五〇人	一九八人	一五五人	一七三人	一七三人

する。
うち四人は、國立國会図書館
支部連輸省図書館の職員とし
、五五人は、觀光部の定数と
する。
うち九四人は、海運調整部の
定数とする。
うち七七人は、國有鐵道部の
定数とし、一六一人は、民營
鐵道部の定数とする。
うち一一〇人は、業務部の定
数とし、一三〇人は、整備部
の定数とする。
中央氣象台、各地方機関及び
各附屬機関を通じての定数と

海上保安廳		船舶試驗所		附屬機關	
長官官房	分 儀	定 數	海務學院	高等商船學校	商船學校
海上保安廳	計	五九人	一四七人	二一九人	二八四人
区	船員勞働委員會	分 定 數	六〇人	八五人	八五人
船員中央勞働委員會	計	一三三人	六〇人	一四七人	一四七人
船員地方勞働委員會	計	四六人	一〇〇人	一〇〇人	一〇〇人
合	計	一八四二〇人	三、五二七人	二、八九一人	二、八九一人
地方支分部局	港灣建設部		六七四一人	五一七人	五一七人
陸運局			八五人	二三七人	二三七人
海運局			六五一四八人	六七四一人	六七四一人
公共船員職業安定所	計		八五人	各海員養成所を通じての定數とする。	各海員養成所を通じての定數とする。
合	計		六五人	各公共船員職業安定所を通じての定數とする。	各公共船員職業安定所を通じての定數とする。
地方支分部局	港灣建設部		六五人	各海員養成所を通じての定數とする。	各海員養成所を通じての定數とする。
陸運局			六五人	各公共船員職業安定所を通じての定數とする。	各公共船員職業安定所を通じての定數とする。
海運局			六五人	各海員養成所を通じての定數とする。	各海員養成所を通じての定數とする。
公共船員職業安定所	計		六五人	各公共船員職業安定所を通じての定數とする。	各公共船員職業安定所を通じての定數とする。

内部部局	警備救難部	一一二人
保安部	九一人	
水路部	六六六人	
燈台部	二二七人	
附屬機関	海上保安学校	一四一七人
地方支分部局	海上保安本部	六五九五人
合計	八一三七人	各海上保安本部を通じての定数とする。

海難審判課	定数	備考
高等海難審判課	三〇人	
地方海難審判課	四三八人	
計	七三人	各地方海難審判課を通じての定数とする。

前項に掲げる職員の外、別に運輸省令で定める日から、特殊財産処理附帯義務に従事させるため十五人以内の職員を置くことができる。

左表上欄に掲げる附屬機関又は地方支分部局の各機関又は各部局別の定数は、第一項に規定する当該附屬機関、地方支分部局別の定数の範囲内において、それぞれ下欄に定める区分に従つて運輸大臣又は外局の長が別に定める。

商船学交	海員養成所	運輸大臣
海運局	海上保安本部	
公共船員職業安定所	海上保安廳長官	
港湾建設部	海難審判課長官	
陸運局		
船員地方労働委員会		
海上保安本部		
地方海難審判課		

中央氣象台、その各地方機関及び各附屬機関別の定数は、第一項に規定す

裏面白紙

る中央氣象台の定数の範囲内において、逓信大臣が別に定める。

附 則

- 1 この省令は、公布の日から施行し、昭和二十四年六月一日から適用する。
- 2 遷籍省に置かれる雇員等の定員に関する件（昭和二十三年逓信省令第三十七号）は、廃止する。

- 3 各内部部局、各附属機関又は各地方支分部局において、この省令で定める定数を超える員数の職員は、昭和二十四年九月三十日までの間は、その定数の外に置くことができる。

裏面白紙

162

理由

行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第二百二十六号）第三條の規定に基き、運輸省に置かれる職員の各内部部局、各地方支分部局及び各附屬機関別の定数を定める必要があるからである。